

手続き不要

基本料金0円

新型コロナウイルス感染症対策

水道料金の基本料金分を免除します

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、次の事項を目的に水道料金の基本料金分を免除します。

- ★手洗いなどの衛生活動の更なる推進
- ★町民の皆さんの生活の下支え
- ★町内の店舗や事業者の経済活動の活性化

- 【対象者】 水道をご使用いただいている全ての方
- 【免除期間】 令和2年 9月検針（10月請求）分から
令和2年11月検針（12月請求）分まで
- 【免除の額】 水道料金のうち基本料金のみ

免除期間中の水道料金は、次の表でご確認ください。

≪水道料金表≫

（税抜き）

区分	免除	使用水量 (m ³)	免除前の金額	免除後の金額
基本料金	対象	0 ~ 5	900円	0円
		6 ~ 10	1,400円	0円
超過料金	対象外	11 ~ 1,000	180円/m ³	
		1,001 ~ 10,000	145円/m ³	
		10,001 ~ 30,000	140円/m ³	
		30,001 ~	135円/m ³	

たとえば、・使用水量が8m³のとき

基本料金以内の使用水量であるため、請求額は 0円

・使用水量が25m³のとき

基本料金の使用水量10m³分が免除され、超過料金の使用水量15m³分の料金を請求します。

$$\text{計算式：} (25\text{m}^3 - 10\text{m}^3) \times 180\text{円/m}^3 \times 1.1 \text{ (消費税分)} \\ = \underline{2,970\text{円}} \text{ となります。}$$

※10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額となります。

- ◇ 下水道使用料は、免除の対象外です。
- ◇ 上水道のみ使用（下水道未接続）の方で、使用水量が10m³以下の場合、料金が発生しないため、納付書の送付及び口座振替は行いません。
- ◇ 各月の使用水量・請求予定額については、上下水道使用量のお知らせ（検針票）でご確認ください。
- ◇ 今回の免除措置に関して、水道課から電話や訪問を行うことはありません。

お問合せ先 川棚町水道課 上水道総務係 ☎0956-82-2356